

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		輸出事業用資産の割増償却
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税3) (地方法人税、特別法人事業税:外(自動連動))(国税) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税:外(国税3)) (住民税:外(自動連動))(地方税)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <b>延長</b> 】 【 <b>単独</b> ・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>令和4年10月に改正された輸出促進法において、青色申告書を提出する法人で同法の認定を受けた輸出事業者(以下「認定輸出事業者」という。)であるものが、同法の改正の施行の日から令和6年3月31日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5年間30%(建物及びその附属設備並びに構築物については35%)の割増償却ができるものとする。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長し、令和6年4月1日～令和8年3月31日に取得した輸出事業用資産に適用する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>【所得税・法人税】</p> <p>租税特別措置法第13条の2、第46条の2(輸出事業用資産の割増償却)</p>
5	担当部局		農林水産省輸出・国際局輸出支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和5年5月～8月 分析対象期間:令和4年度(ただし施行が10月1日のため、令和4年度の対象期間は半年間)～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯		令和4年10月1日 創設
8	適用又は延長期間		令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)等において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額の目標が設定され、この目標を実現するため、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、令和2年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が、更に令和3年5月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ」が取りまとめられた。この中で、輸出目標達成のための課題として、効率的な輸出物流の構築や加工食品に対する海外規</p>

			<p>制への対応が挙げられ、これらの課題を解決するため、設備投資を促進することとし、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討することとされた。</p> <p>このため、昨年10月に施行された改正輸出促進法のもと、物流の効率化や輸出先国の食品安全規制に対応する等の課題解決を促進することにより、農林水産物・食品の輸出拡大を図る。</p> <p>特に、同法の施行に合わせて実施された輸出関係閣僚会議においては、2025年2兆円目標の前倒し達成を目指すこととしており、喫緊の課題であることから、金融・税制等の支援策を積極的に講じていく。</p>										
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>〈大目標〉 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〈中目標〉 1. 食料の安定供給の確保</p> <p>〈政策分野〉 ② グローバルマーケットの戦略的な開拓</p>										
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、輸出額の増加率は直近の目標である2025年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率(令和元年実績9,121億円から、毎年対前年比14%増)とする。つまり、令和6年度及び令和7年度の目標は、対前年度比14%増とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2025年2兆円、2030年5兆円の輸出目標額を達成するためには、海外の規制や需要に対応した食品製造や効率的な輸出物流を構築するための設備投資を促進することが不可欠である。</p> <p>しかしながら、多額の設備投資後、輸出事業が収益化するまでの期間が長いことにより、輸出に取り組もうとする事業者にとって参入障壁となっている。</p> <p>このため、投資後の税負担を軽減する措置を講じることにより、輸出拡大のための活動を支援することで、事業者の設備投資を後押しする。投資された設備が輸出事業の用に供されることから、輸出額増加への貢献が期待される。</p>										
10	有効性等	① 適用数	<p style="text-align: right;">単位: 件</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">61</td> <td style="text-align: center;">122</td> <td style="text-align: center;">183</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、地方法人税、特別法人事業税、法人事業税及び法人住民税については、同一件数。 適用額欄に記載のアンケート調査を基に推計。</p> <p>【算定根拠】詳細は別添1参照 年間の輸出事業計画の認定見込み件数を280件(Aとした上で、Aのうち設備投資を行う割合を90%(B)、Bのうち税制措置を利用する割合を30%(C)、Cのうち要件となる輸出割合を達成する割合を80%</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	適用数	0	61	122	183
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)									
適用数	0	61	122	183									

		<p>と仮定し、年間の適用見込み数を算定した。(約 60 件/年)          令和4年度については、1件輸出事業計画の認定があるが、施設整備の施工開始が令和5年5月開始のため、実質的には0件となる。</p> <p>※令和5年8月1日現在、本年2月に1件、4月に1件、8月に1件、割増償却を利用する輸出事業計画が合計で3件の認定を受けている。          また、他に 12 件利用予定の計画がある。          なお、事業が始まったものの、まだ施設整備が終了していないため、割増償却が発生するタイミングは令和5年度以降である。</p>																																			
	② 適用額	<p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">287</td> <td style="text-align: center;">574</td> <td style="text-align: center;">861</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年2月に輸出事業計画の認定があったが、施設整備は令和5年度に行うことから、令和4年度実績は0となる。</p> <p>【算定根拠】詳細は別添1参照          令和3年6月、輸出産地リストに登録された農林漁業者、食品産業事業者等へ輸出拡大に向けた課題や課題解決に必要な支援、設備投資予定についてアンケート調査を実施。          アンケートから1件あたりの設備投資額及び普通償却額、割増償却額を試算し、適用額を算出した。</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	適用額	0	287	574	861																									
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)																																	
適用額	0	287	574	861																																	
	③ 減収額	<p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">48.3</td> <td style="text-align: center;">96.7</td> <td style="text-align: center;">145</td> </tr> <tr> <td>地方法 人税</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">14.9</td> </tr> <tr> <td>特別法 人事業 税</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">5.4</td> <td style="text-align: center;">10.8</td> <td style="text-align: center;">16.3</td> </tr> <tr> <td>法人住 民税</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3.4</td> <td style="text-align: center;">6.8</td> <td style="text-align: center;">10.2</td> </tr> <tr> <td>法人事 業税</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4.6</td> <td style="text-align: center;">9.2</td> <td style="text-align: center;">13.8</td> </tr> <tr> <td>減収額 計</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">66.7</td> <td style="text-align: center;">133.5</td> <td style="text-align: center;">200.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※②適用額の欄に記載の農林水産省によるアンケート調査ヒアリングを基に推計。</p> <p>【算定根拠】詳細は別添1参照          適用額に、それぞれの税率を乗じて、減収見込みを算出した。</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	法人税	0	48.3	96.7	145	地方法 人税	0	5	10	14.9	特別法 人事業 税	0	5.4	10.8	16.3	法人住 民税	0	3.4	6.8	10.2	法人事 業税	0	4.6	9.2	13.8	減収額 計	0	66.7	133.5	200.2
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)																																	
法人税	0	48.3	96.7	145																																	
地方法 人税	0	5	10	14.9																																	
特別法 人事業 税	0	5.4	10.8	16.3																																	
法人住 民税	0	3.4	6.8	10.2																																	
法人事 業税	0	4.6	9.2	13.8																																	
減収額 計	0	66.7	133.5	200.2																																	

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

令和4年の農林水産物・食品の輸出額が1兆4,140億円と順調に増加しているものの、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標を達成するためには、輸出拡大の取組をさらに加速する必要があるところ、農林水産物・食品の輸出は、輸出先国・地域の規制に対応した施設整備などの投資を行ってから収益化するまで一定期間を要することから、当該税制は5年間の割増償却の特例措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押しするものである。

当該税制には、導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であることを要件としており、必然的に輸出の拡大が見込まれる。

また、税制適用にあたって事業者が作成する輸出事業計画は、輸出促進法のもとで農林水産大臣が定める基本方針に照らして適切なものであること等が認定の要件となっており、かつ、当該輸出事業計画が確実に実施されると見込まれるものを認定することとされていることから、必然的に目標達成に資する輸出事業計画が認定され、また、当該税制を活用した事業者は達成目標（認定後の年間増加率は対前年比14%増）を達成すると見込んでいる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

2025年2兆円、2030年5兆円の輸出目標額達成のためには、輸出先国の規制やニーズに沿った産品を供給するマーケットインの輸出体制の整備が重要であり、輸出に取り組む事業者を育成するため、令和3年12月の輸出拡大実行戦略の改定で、当該税制を含めた支援措置に取り組んでいくこととした。

当該税制について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）として活用できる。この活動により輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、輸出が拡大することが期待される。

このため、当該税制の特例措置を活用した事業者は、2兆円、5兆円の目標達成に向けた輸出を着実に拡大し、年間増加率は対前年14%増の輸出実績となることを見込んでいる。

※令和4年10月から輸出事業計画の認定が始まったばかりであり、令和5年8月1日時点では、当該税制を使う輸出事業計画は3件である。既に認定済の計画については、令和5年度中には割増償却の結果が出ると思う。既に事業実施計画の段階だが、3件が計画認定されていることから、令和5年度は着実に件数が伸びるものと考えられる。

【延長されなかった場合の影響】

当該税制が延長されなかった場合、「2025年2兆円、2030年までに

			<p>5兆円の輸出目標額を達成するために必要な施設整備に係る参入障壁を低くすることで、新たに輸出に取り組む事業者を増やし、その結果輸出目標達成に寄与する」という目標達成にマイナスとなると考えられる。</p> <p>特に、資金面がハードルになる事が多い中小企業の施設整備後のキャッシュフローを改善することを目的としており、輸出の裾野を拡大するという点に影響を及ぼすと考えられる。</p>																				
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>輸出額の増加によって将来的な税収の増加に貢献するとともに、当該税制によって促進される設備投資の経済波及効果を試算したところ、以下の通りとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、当該税制には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p>当該税制により、事業者は償却費用の前倒しによるメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>&lt;経済波及効果の試算&gt;</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>66.7</td> <td>133.5</td> <td>200.2</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>0</td> <td>14,000</td> <td>14,000</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>0</td> <td>21,975</td> <td>21,975</td> <td>21,975</td> </tr> </tbody> </table>	項目	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	減収額	0	66.7	133.5	200.2	投資額	0	14,000	14,000	14,000	経済波及効果	0	21,975	21,975	21,975
項目	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)																			
減収額	0	66.7	133.5	200.2																			
投資額	0	14,000	14,000	14,000																			
経済波及効果	0	21,975	21,975	21,975																			
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>改正輸出促進法に基づき認定を受けた輸出事業計画(施設整備計画)に従い設備投資を行う事業者に対し、税制上の特例措置を講じることは、これら事業者の設備投資後の税負担を軽減し、輸出拡大のための活動を支援することで、輸出に向けた設備投資に踏み切ることに関わり、ひいては輸出拡大に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。</p>																				
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業は、輸出先国等の政府機関が定める、HACCP 等の要件に適合する施設の認定、ISO22000 等の認証取得に必要な施設・設備等の整備を対象としている。(令和6年度概算要求においても同様)</p> <p>一方で、輸出に必要な施設・設備には、上記のような規制・条件への対応を必要としないもの(例えば倉庫や冷蔵庫等)があり、それらは上記補助事業の対象外となるため、当該税制で支援する。</p>																				
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方公共団体と連携して輸出産地・事業者を支援していくことで、その地域の生産基盤の維持強化・食料の安定供給のみならず、農林漁業者に拡大する販路を提供することで所得の安定や増大が図られるとともに、地域の食材を活用する食品製造業の発展や地域経済の活性化に寄与することが期待される。</p>																				
12	有識者の見解		—																				

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年12月～令和4年2月

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書\_積算根拠

事項	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
輸出事業計画の認定見込件数(累計) A	280	560	840	1,120	各年度に新たに認定する輸出事業計画の数は、令和4年度の見込み・実績値等から、280件と見込む。
令和4年度認定分	280				
令和5年度認定分		280			
令和6年度認定分			280		
令和7年度認定分				280	
Aのうち設備投資を行う件数(累計) B	252	504	756	1,008	A(単年)×90% 輸出事業計画の認定が支援制度の採択要件になることから、認定輸出事業者が設備投資を実施する場合は高いと予想される。そのため、Aの90%が設備投資を行うと仮定した。
令和4年度認定分	252				
令和5年度認定分		252			
令和6年度認定分			252		
令和7年度認定分				252	
Bのうち税制措置を利用する件数(累計) C	0	76	152	228	B(単年)×30% 認定事業者への支援制度として、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業(HACCPハード事業)等の輸出拡大を目的とした措置があり、税制との併用はできない一方、HACCPハード事業等の対象とならない施設整備については税制措置の積極的利用が見込まれることを想定し、Bのうち30%が税制措置を活用すると仮定した。
令和4年度認定分	0				
令和5年度認定分		76			
令和6年度認定分			76		
令和7年度認定分				76	
適用件数(累計) D	0	61	122	183	C(単年)×80%(輸出割合を達成する件数) 輸出事業計画の認定事業者については、農林水産省等において輸出額目標の達成に向けて継続してフォローアップしていくことから、Cのうち80%が税制措置の利用要件となっている輸出割合を達成すると仮定した。
令和4年度認定分	0				
令和5年度認定分		61			
令和6年度認定分			61		
令和7年度認定分				61	
対象設備1件当たりの設備投資額(百万円) E-1					令和3年6月、輸出産地リストに登録された農林漁業者、食品産業事業者等へ輸出拡大に向けた課題や課題解決に必要な支援についてアンケートを実施した。 設備投資の予定がある事業者から、設備の内容・投資予定金額を聞き取り、1件あたりの設備投資額を試算した。
建物・構築物・建物附属設備	0	156	156	156	
機械装置	0	125	125	125	
施設・設備投資額(百万円) E-2	0	14,000	14,000	14,000	
建物・構築物・建物附属設備					
令和4年認定分	0				
令和5年認定分		6,756			
令和6年認定分			6,756		
令和7年認定分				6,756	
機械装置					施設整備を行う者のうち、機械装置等を整備する割合95%
令和4年認定分	0				
令和5年認定分		7,244			
令和6年認定分			7,244		
令和7年認定分				7,244	
対象設備1件当たりの普通償却額(百万円) E-3					対象設備として減価償却資産の耐用年数等に関する省令における建物の鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りのものの食品工場等を想定し、耐用年数24年又は38年として試算。 減価償却資産の耐用年数等に関する省令における機械及び装置の食料品製造業用設備を想定し、耐用年数10年として試算。
建物・構築物・建物附属設備	0	4	4	4	
機械装置	0	13	13	13	
適用額・割増償却額(百万円) F	0	287	574	861	
建物・構築物・建物附属設備	0				
機械装置	0				
減収額(百万円) G	0	66.7	133.5	200.2	<前提条件> 以下の条件により減税額を算出した。 ・輸出事業者は、輸出事業特有のリスクに対応可能なレベルまで生産性や資本力を高めている中堅企業(資本金1億円超)以上を想定。 ・地方税に係る税率は、地方公共団体が標準税率に定める率を乗じて課税することができるものの、算出にあたっては標準税率を採用。 ・1法人は、1つの市町村に3事業所(本社1箇所、工場2箇所)を想定。
法人税 G-1	0	48.3	96.7	145	F×法人税率(23.2%)×黒字率(72.6%) ※会社標本調査(国税庁 令和元年度)資本金1億円超の利益計上法人の割合(資本金1億円以下の企業であっても積極的に認定を受け、設備投資を行う企業であれば1億円超の企業と同程度の利益計上と想定)。
地方法人税 G-2	0	5	10	14.9	法人税減収額(G-1)×10.3%
特別法人事業税 G-3	0	5.4	10.8	16.3	F×2.6%×黒字率(72.6%)
法人住民税 G-4	0	3.4	6.8	10.2	法人税減収額(G-1)×7%(道府県民税1%、市町村民税6%)
法人事業税 G-5	0	4.6	9.2	13.8	F×2.2%(所得割1%、付加価値割1.2%)×黒字率(72.6%)
減税に伴う機会損失	0	0.033	0.067	0.1	G×国債の最低金利保証率(0.05%)を乗じて試算。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)
令和4年度	生活関連産業用機械 (0)	建築・建設補修 (0)
令和5年度	生活関連産業用機械 (7,244)	建築・建設補修 (6,756)
令和6年度	生活関連産業用機械 (7,244)	建築・建設補修 (6,756)
令和7年度	生活関連産業用機械 (7,244)	建築・建設補修 (6,756)